

新旧対照表

神奈川県立煤ヶ谷診療所条例施行規則

新	旧
<p>(診療の受付時間等)</p> <p>第5条 診療所の診療の受付時間は、次に掲げる日を除く日の所長が定める時間とする。ただし、緊急を擁する場合その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 日曜日 <u>及び土曜日</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(診療の受付時間等)</p> <p>第5条 診療所の診療の受付時間は、次に掲げる日を除く日の所長が定める時間とする。ただし、緊急を擁する場合その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 日曜日</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>